## ◆問題パート②(解答)

- ▼ 次の記述について、正しいものには( )に"O"を、誤ったものには"×"を記入願います。
- ① CPにおける総合責任者は、保税地域の被許可者である代表取締役でなければならない。 (×)

理由: CPの概要は基本通達34の2-9で規定されていますが、法人の役職に限定していません。あくまで、倉主等が行うべき業務について、総合的に管理・監督し、責任を負うことができる者であればいいと思います。

- ② 貨物管理者(倉主)は、外国貨物の実際の在庫を把握し、その在庫数量と保税台帳の数量は等しくなければならない。(〇)
  - 理由:関税法は倉主に対して、在庫数量を把握する必要があるとの明文規定は設けていませんが、記帳義務を設けており、この記帳の内容に、外国貨物の在庫数量は必然的に記載されていると解されているためです。
- ③ 内部監査の目的は、CPの遵守・実施状況を確認するものであるので、2年に1回でも構わない。 ( × )
  - 理由: CPは、平成12年に基本通達に盛り込まれましたが、その当時は定期的に行うとされていました。しかしながら、定期的と表記すると実効性に懸念を抱くような事案が散見されたため、平成21年度に、現行のとおり毎年実施と改正されました。
- ④ 貨物管理責任者は現場のトップではあるが、NACCS業務は専担者に任せているので貨物管理責任者がNACCS の業務コードを分からなくても問題はない。( × )

理由:保税業務をNACCSで行っている倉主においては、例え、貨物管理責任者であっても、基本的なNACCSコードは知っておく必要があります。

⑤ 内部監査で記帳漏れが発覚し、合計点数が10点を超える場合であっても、税関へ申出を行えば、非違の合計点数は 半減されるので、ほとんどの場合、実質的な処分に至ることはない。( × )

理由: 倉主からの申出があっても、過去にも類似の違反の有無等を勘案し、減算するかどうかは税関で判断しますので、必ずしも半減されるかは事案毎に異なり、搬入停止処分となる場合もあります。